国都計第１７２号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和３年４月１日

各都道府県知事

各指定都市の長 殿

　　　　　　　　　　　　　　　　国土交通省都市局長

　　　　　　　　 　（公印省略）

都市計画運用指針の改正について

今般、規制改革実施計画（令和２年７月17日閣議決定）において、所管する行政手続等のうち、法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているものについて、恒久的な制度的対応として、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行うものと示された。

これを踏まえ、都市計画運用指針（平成１２年１２月２８日付け建設省都計発第９２号建設省都市局長通知）の別添様式の一部を別添新旧対照表のとおり改正したので通知する。

なお、都市計画運用指針は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４５条の４の規定に基づき行う技術的な助言の性格を有するものであり、各地方公共団体におかれては、引き続き、今後の都市計画制度の運用に当たって、参考としていただきたい。

都道府県におかれては、貴管内市町村（指定都市を除く。）に対して、本通知を周知いただくようお願いする。

また、改正後の指針については、国土交通省のホームページに掲載されているので、適宜ご活用いただきたい。

以　上